

2025年JAF国内競技車両規則・第1編レース車両規定

(下線部：変更箇所)

2025年規定	2024年規定
第1章～第7章 (略)	第1章～第7章 (略)
<p style="text-align: center;">第8章 スーパーFJ (S-FJ)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 安全装置 11.1)～11.4) (略) 11.5) 安全ベルト 2本の肩部ストラップ、2本の腰部ストラップおよび2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。 これらのストラップは、車両に確実に固定され、<u>FIA基準8853/2016</u>に合致していなければならない。 11.6)～11.7) (略)</p> <p>第12条～第13条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 スーパーFJ (S-FJ)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 安全装置 11.1)～11.4) (略) 11.5) 安全ベルト 2本の肩部ストラップ、2本の腰部ストラップおよび2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。 これらのストラップは、車両に確実に固定され、<u>FIA基準8853/98</u>に合致していなければならない。 11.6)～11.7) (略)</p> <p>第12条～第13条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第9章 Formula Beat (F-Be)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車体と寸法 2.1)～2.2) (略) 2.3) 高さ ドライバーが正常に着座し、また正常にレース装備した車両のいかなる部分も、安全ロール構造体と安全ロール構造体に接している車体を除き、地上から950mmを超えてはならない。 安全ロール構造体と安全ロール構造体に接している車体のうち、地上高950mmを超える部分は、車両の性能に大きく影響を与えるような空気力学的形状をもつてはならず、<u>安全ロール構造体の高さを超えてはならない。</u> 2.4)～2.5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 Formula Beat (F-Be)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車体と寸法 2.1)～2.2) (略) 2.3) 高さ ドライバーが正常に着座し、また正常にレース装備した車両のいかなる部分も、安全ロール構造体を除き、地上から950mmを超えてはならない。 安全ロール構造体のうち、地上高950mmを超える部分は、車両の性能に大きく影響を与えるような空気力学的形状をもつてはならない。 2.4)～2.5) (略)</p>

2. 5. 1) 前部コンプリートホイールの後端と後部コンプリートホイールの前端との間にあって、車両の真下から見える車体のすべての構成部分は、±10mmの許容範囲内で1つの平面上（フラットボトム）に位置しなければならない。ただし、後方視界を得るために装備されるミラーとその取り付けステーはこの構造体部分に含まれない。

また、フラットボトムの後端はリアコンプリートホイールの前端より後方でリアコンプリートホイール軸で終結しなければならない。これらすべての部分は、いかなる状況下にあっても、均一で、固形で、堅固で、硬直なソリッドパネルのみが許され（ハニカムサンドイッチ構造は認められる）（車体／シャシー構成部にしっかりと取り付けられていること）不浸透性の表面でなければならない。これらの部分によって形成される表面の周囲は、最大半径50mmの上向きに湾曲させることができる。フラットボトム後端部の形状は、上向きに平面で立ち上げることが許されるが、その高さはフラットボトムを形成する平面から上方に20mm以内とする。

2. 5. 2) ～2. 8. 2) (略)

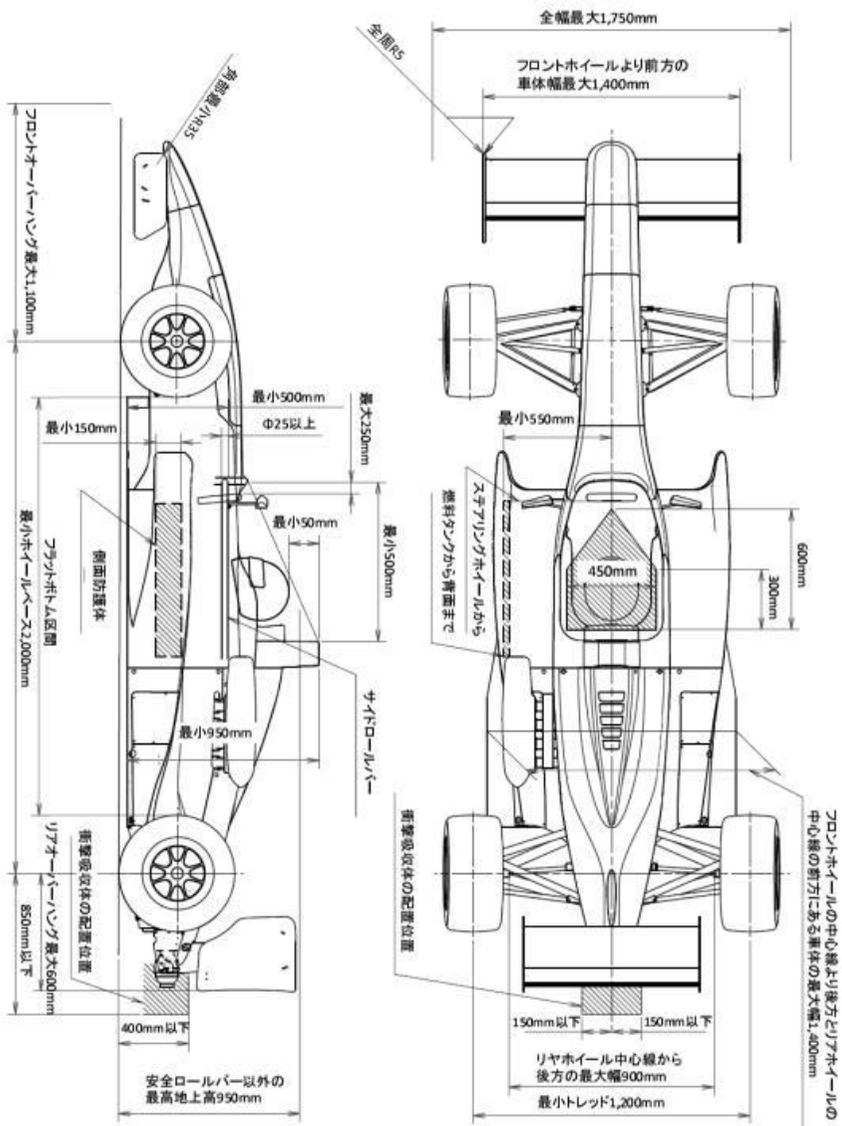
第3条～第12条 (略)

2. 5. 1) 前部コンプリートホイールの後端と後部コンプリートホイールの前端との間にあって、車両の真下から見える車体のすべての構成部分は、±10mmの許容範囲内で1つの平面上（フラットボトム）に位置しなければならない。

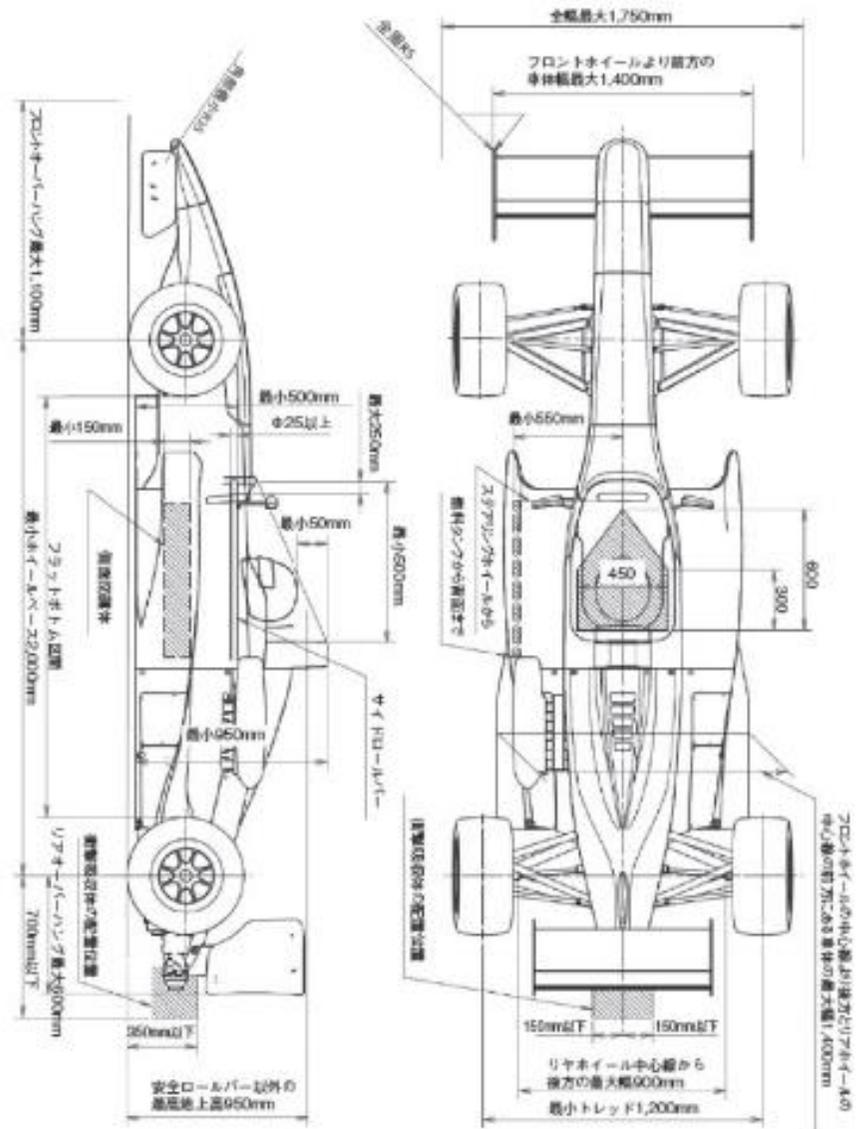
また、フラットボトムの後端はリアコンプリートホイールの前端より後方でリアコンプリートホイール軸で終結しなければならない。これらすべての部分は、いかなる状況下にあっても、均一で、固形で、堅固で、硬直なソリッドパネルのみが許され（ハニカムサンドイッチ構造は認められる）（車体／シャシー構成部にしっかりと取り付けられていること）不浸透性の表面でなければならない。これらの部分によって形成される表面の周囲は、最大半径50mmの上向きに湾曲させることができる。フラットボトム後端部の形状は、上向きに平面で立ち上げることが許されるが、その高さはフラットボトムを形成する平面から上方に20mm以内とする。

2. 5. 2) ～2. 8. 2) (略)

第3条～第12条 (略)



第11-3図



第11-3図

2025年規定	2024年規定
<p style="text-align: center;">第10章 スーパーフォーミュラ・ライツ (SFL)</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 サスペンションとステアリング 9.1)～9.6.1) (略) 9.6.2) <u>ステアリングホイールはどのような回転角度においても、折りたたみ可能なステアリングコラム後方のステアリングホイールアッセンブリーが、サバイバルセルおよび車体から少なくとも50mm離れていなければならない。</u> 9.6.3)～9.7) (略)</p> <p>第10条～第18条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第10章 スーパーフォーミュラ・ライツ (SFL)</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 サスペンションとステアリング 9.1)～9.6.1) (略) 9.6.2) <u>ステアリングホイールはあらゆる角度で位置でヘルメット自由空間と交差するように配置しなければならない。</u> 9.6.3)～9.7) (略)</p> <p>第10条～第18条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第11章 スーパーフォーミュラ (SF)</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 サスペンションとステアリング 9.1)～9.6.1) (略) 9.6.2) <u>ステアリングホイールは、どのような回転角度においても、折りたたみ可能なステアリングコラム後方のステアリングホイールアッセンブリーが、サバイバルセルおよび車体から少なくとも50mm離れていなければならない。</u> 9.6.3)～9.7) (略)</p> <p>第10条 制動装置 10.1)～10.6) (略) 10.7) 制動装置純正部品の改造、取り付けおよび変更は、配管、フィッティングが純正部品と同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力を有している事を条件に以下が認められる。 1) ブレーキ周辺のエアダクト (1) エアダクト吸気口の一部または全閉鎖。 (2) エアダクト吸気口の前部にストーンガードの設置。 2)～7) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第11章 スーパーフォーミュラ (SF)</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 サスペンションとステアリング 9.1)～9.6.1) (略) 9.6.2) <u>ステアリングホイールは、あらゆる角度位置でヘルメット自由空間と交差するように配置しなければならない。</u> 9.6.3)～9.7) (略)</p> <p>第10条 制動装置 10.1)～10.6) (略) 10.7) 制動装置純正部品の改造、取り付けおよび変更は、配管、フィッティングが純正部品と同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力を有している事を条件に以下が認められる。 1) ブレーキ周辺のエアダクト (1) エアダクト吸気口の<u>一部閉鎖</u>。 (2) エアダクト吸気口の前部にストーンガードの設置。 2)～7) (略)</p>

第11条 (略)

第12条 安全装置

12.1) 消火装置

12.1.1) (略)

12.1.2) FIAテクニカルリストNo. 16もしくはNo. 52に記載されたFIA公認消火システムの使用が義務付けられる。

12.1.3) 消火装置は、消火装置製造者のマニュアルもしくは車両供給者より提供されたマニュアルに従って使用、取り付けを行わなければならない。

12.1.4) 消火装置の点検は消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から2年毎に製造者、製造者が指定した工場、あるいは代理店などの有資格者による点検を受けること。

12.1.5) ~ 12.7.3) (略)

12.7.4) 発泡フォームで作られた一切の座席は、難燃性および不燃性素材で覆われていなければならない。

12.8) ~ 12.11) (略)

第13条~第17条 (略)

第18条 車載カメラ

18.1) 車載カメラシステム搭載の有無にかかわらず、最低重量 (3.1) 参照) を満たさなければならない。ただし、車両供給者から提供される公式車載カメラシステムは最低重量に含まれる。

18.2) 公式車載カメラシステムを搭載しない車両は、その重量に相当するダミーウェイトを搭載しなければならない。

第11条 (略)

第12条 安全装置

12.1) 消火装置

12.1.1) (略)

12.1.2) FIAテクニカルリストNo. 16に記載されたFIA公認消火システムの使用が義務付けられる。

12.1.3) コクピットおよびエンジンコンパートメント内のノズルの数は、取り付けマニュアルに記載された数と同数でなければならない。

また、すべての部品はマニュアルに従って使用、取り付けを行わなければならない。(マニュアルはFIAウェブサイトより入手可能)。

12.1.4) 下記の情報が、消火剤が入っている各コンテナに記載されていなければならない。

a) 消火剤の種類

b) 消火剤の重量または容量

c) 容器の日付が検査されなければならない、消火剤を充填した日付から2年を過ぎて使用してはならない。

12.1.5) ~ 12.7.3) (略)

12.8) ~ 12.11) (略)

第13条~第17条 (略)

第18条 車載カメラ

18.1) 車載カメラシステム搭載の有無にかかわらず、最低重量 (3.1) 参照) を満たさなければならない。

18.2) 車載カメラシステムを搭載しない車両は、その重量に相当するダミーウェイトを搭載しなければならない。

18.3) 公式車載カメラシステムは、車体寸法規定の対象とはならない。
18.4) 車両（主要ロール構造体を含む）への取り付けは、指定された場所、治具、方法、寸度に限定される。

18.3) 車載カメラシステムは、車体寸法規定の対象とはならない。
18.4) 車両（主要ロール構造体を含む）への取り付けは、指定された場所、治具、方法、寸度に限定される。

以上